

府内産科・産婦人科医療機関

(分娩取扱病院・診療所)

開設者 様

大阪府健康医療部保健医療室長

周産期医療体制確保のための F A X による妊婦情報の共有終了について

日頃から本府健康医療行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染急拡大に伴い、妊産婦の陽性者が多数発生し、入院調整が非常に困難となったことから、令和 4 年 2 月 3 日付け地保第 3327 号において、自院での出産対応の継続が困難と見込む妊婦情報の共有を依頼しました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類へ変更されることを踏まえ、令和 5 年 5 月 7 日をもって妊婦情報の共有は終了しますのでお知らせします。

令和 5 年 5 月 8 日以降においては、産科的異常などの場合は、従前どおり医療機関から O G C S 等に要請いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の無症状・軽症のかかりつけ妊産婦につきましては、引き続き自院対応にご協力いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

大阪府 健康医療部 保健医療室

感染症対策支援課 入院療養支援グループ

(大阪府入院フォローアップセンター)

地域保健課 母子グループ

〔電 話〕 06-6944-6711 (直通)

〔メール〕 chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp